

「ヒト受精胚等の生命の萌芽としての取扱いの在り方」 に関する生命倫理専門調査会の検討状況について

平成 15 年 1 月 28 日

1. 検討経緯

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」附則第 2 条（別紙）等に基づき、生命倫理専門調査会においてヒト受精胚の取扱いに関する倫理的問題について検討を開始。

2. 検討状況

平成 13 年 12 月から 12 回の会合を開催。

上記検討に際し、10 名の有識者（別紙）からのヒアリング及び事務局による 50 人の有識者からのヒアリングを実施。

現在、位田隆一委員（前ユネスコ国際生命倫理委員会委員長）他 3 名の委員がこれまでの議論を整理した「報告書素案」を起草中。

3. 主な論点

ヒト受精胚等を人の尊厳との関係で、どのような存在と把握すべきか。

研究や医療を目的としたヒト受精胚の作成や利用等は許されるのか。仮に、許されるすれば、どのような場合あるいは条件下においてか。

治療を目的とした人クローン胚の作成は許されるのか。

4. 今後の予定

本年春～夏を目標に報告書案をとりまとめ。

その後、3ヶ月間程度、パブリックコメントを求める。

本年 9 月～10 月頃を目途に最終的なとりまとめ。

生命倫理調査会において実施したヒアリングの対象者

- ・米本昌平（生命倫理）三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長
- ・笹井芳樹（生物学）京都大学再生医科学研究所教授
- ・中野東禅（仏教、生命倫理）曹洞宗総合研究所講師
- ・関 正勝（神学、生命倫理）立教大学コミュニティ福祉学部長
- ・波平恵美子（文化人類学）お茶の水大学文教学部教授
- ・ワンソワズ・シソフィールド（生命倫理と研究の現状）
英国ヒト胚・受精胚委員会委員
- ・甲斐克則（刑法、医事法）広島大学法学部教授
- ・鈴木良子（不妊治療の患者側の視点）
フリーライター／フィンレージの会 会員
- ・田中 温（産婦人科医）セントマザー産婦人科医院 医長
- ・宗教法人大本（神道系）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第号）附則（抄）

（検討）

第2条 政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本法の施行期日は、平成13年6月6日

クローン新生児に関する最近の報道について

- 1 . 昨年末、宗教団体ラエリアン・ムーブメント()が関係企業「クローンエイド」によってクローン人間が生まれることを公言しており、昨年から今年にかけて、以下を発表。
 - ・平成14年12月27日：
米国人女性による世界初のクローン新生児である女児の出産。
 - ・平成15年1月6日：
オランダにおける、世界2例目のクローン新生児の出産。
 - ・平成15年1月23日：
日本人男児のクローン新生児の日本国内における出産。
フランス人ラエルが1973年に創設。本拠地はスイス・ジュネーブ、公称会員数5万5千人。

- 2 . 但し、上記発表については、他の動物の実験結果からすると、真偽について懐疑的な見解が一般的。(クローンエイド社は科学的根拠を示しておらず、現時点では第三者による検証もなされていない。)
 - ・クローン羊「ドリー」の場合、クローン胚277個に対して1個の割合でしか出産に成功していない。
 - ・サル、ラット、犬等のクローンの出産には成功していない。
 - ・成功率が高いマウスやウシの場合でも、実績は2～3%程度とされている。

- 3 . 他方、昨年4月、米国のザボス元教授やイタリアの産婦人科医アンチノリ氏らが、クローン技術による妊娠に成功し、本年1月出産予定である旨発表している。